

白 石 市 議 会

総務産業建設常任委員会

1 . 9 . 1 7

白石市議会総務産業建設常任委員会

1. 招集日時 令和元年9月17日(火)午前10時

2. 場 所 白石市議会 第3委員会室

3. 本日の会議に付した事件

◎付託事件(議案3件)

第59号議案 白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

第60号議案 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

第63号議案 白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例

4. 出席委員

菊地忠久	委員	長	大野栄光	副委員	長
大森貴之	委員		澁谷政義	委員	
高橋鈍齋	委員		小川正人	委員	
保科善一郎	委員		森建人	委員	
角張一郎	委員				

5. 欠席委員

なし

6. 説明のため出席した者

菊地正昭	副市長	山家英男	総務部長
榛澤浩司	企業立地定住促進課長	後藤滝雄	都市整備課長

7. 事務局職員出席者

大槻洋一	理事兼局長	大庭吉史	議事係長
------	-------	------	------

~~~~~  
午前9時56分 開会

◎菊地忠久委員長 予定の開始時刻の前ですが、皆様おそろいですので始めさせていただきます。

会議に入る前にお願いいたします。本委員会の議事は、全てテープに録音し、会議録を調製いたしますので、発言については本会議同様、委員長の許可を得た後、発言されますようお願いいたします。

ただいまから、総務産業建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に議案説明のため、関係当局の出席を求めていますので、ご了承願います。

本委員会に付託された案件は、議案3件であります。これらの議案の説明については、既に本会議において行われておりますので、審査に入ります。

なお、第59号議案・白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び第60号議案・会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の2議案については関連がある議案でありますので、一括議題として審査し、その後、第63号議案・白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例を審査いたします。

初めに、第59号議案・白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び第60号議案・会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の2議案を一括議題といたします。

質疑ありませんか。

◎大野栄光委員 おはようございます。

◎小川正人委員 委員長、座っていいんだろう、発言は。立つの。（「着座」の声あり）

◎菊地忠久委員長 座ったままで。

◎小川正人委員 多分、委員会は着座でいいはずだから。

◎大野栄光委員 それでは、第59号議案、第60号議案、任用職員のこの条例、どういったことで今回の議会に提出されたかということが第1点。もう1点は、この条例が施行するに当たって、これまでの任用職員のメリットは何か、その2点お尋ねいたします。

◎小川正人委員 委員長、常任委員会も一問一答でしょう。

◎菊地忠久委員長 一問一答です。

◎小川正人委員 ということは、2問はおかしいよ。

◎大野栄光委員 そうかい。それでは、初めのまずその1点。

◎小川正人委員 委員長の許可……、俺でなく委員長に言って。

◎大野栄光委員 委員長、失礼しました。ということで、まず、この条例案2議案ですが、この時点で提出された内容、そういったものをお聞かせいただきたいと思います。

◎山家英男総務部長 おはようございます。ただいまの質疑にお答えをいたします。

本会議で市長からの提案理由でもございましたとおり、平成29年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されました。この改正によって、令和2年、来年の4月1日から会計年度任用職員制度が導入されるということになりました。単的に申し上げますと、地方公務員法とそれから地方自治法の改正があつて、来年度から全国一斉に会

計年度任用職員制度が導入されるというものでございます。

◎大野栄光委員 全国一斉ということで、今回の議案提出ということで説明いただきましたが、納得いたしました。

次に、この条例案改正後、どういたメリットが任用職員の方たちにあるのかお尋ねいたします。

◎山家英男総務部長 メリットと申しますか、これまで各地方公共団体によっては、この任用と勤務条件等に関する取り扱いが異なっていたという状況を改めまして、統一的な取り扱いを定めまして、この新しい会計年度任用職員制度に移行するというものでございます。で、ございますので、先ほど全国一斉にということでお話し申し上げましたけれども、それは全国的に統一された形で任用されるというふうに思っております。

◎大野栄光委員 全国的に統一された形で任用されるというただいまのご答弁でありましたが、本市においては、そういった任用職員に対してのデメリットとかそういったことはなく、これまで同様な待遇ということで理解してよろしいのでしょうか。

◎山家英男総務部長 この会計年度任用職員ですね、一言で簡単に申し上げますと、今いらっしゃる臨時職員の方々が、来年度から、来年の令和2年4月から我々と同じ正職員の身分となるというものでございまして、給料表も行政職の給料表と、それから労務職の給料表が適用になりますし、条件にもよりますけれども、期末手当も支給されます。

また、公務員の身分となりますので、例えば秘密を守る守秘義務ですね、それから職務専念義務、それから信用失墜行為の禁止ですね、そういったものの地方公務員法が適用になりまして、適用されるということは、一方で今度は処分、分限処分とか懲戒処分の対象になるということでございます。ですので、冒頭に申し上げましたように、今いらっしゃる臨時職員の方々が、来年4月からは正職員と同じような身分となるというものでございます。

◎森建人委員 おはようございます。今、待遇が一緒になるということでしたけれども、そうすると、半年たてば有給休暇も使えるようになります。

◎山家英男総務部長 これも勤務する期間にもよりますけれども、当然、有給休暇も付与されるということになります。

◎森建人委員 あと、パートタイムとフルタイムがあると思うんですけれども、兼業についてはどのようになるのでしょうか。

◎山家英男総務部長 兼業は、パートタイムは認められているんですけれども、フルタイムは認められないということになります。

- ◎角張一郎委員 先日の本会議で、フルタイムについては51名という説明がありました。保育士が40名、あと一般事務が11名と。それで一般事務というのはどういう業務を想定しているのでしょうか。事務従事というのは。
- ◎山家英男総務部長 一般事務につきましては、健康推進課に3名、長寿課1名、地域包括支援センターが4名、地籍調査室に1名、教育委員会に2名でございます。
- ◎角張一郎委員 今までも、大体フルタイムに近い時間で働いていた方という理解でいいのでしょうか、それとも、今回これによって勤務時間数がふえてくる方がいると。
- ◎山家英男総務部長 ふえる職員もいらっしゃれば、あとは今までどおりという職員もいらっしゃいます。
- ◎角張一郎委員 先日の本会議の中でも、これから公募するというお話がありました。その公募の方法についてどのような……、各担当部署でやるのか、それとも総務課一括でやるのか、その辺についてはどう考えているのでしょうか。
- ◎山家英男総務部長 今のところ、ちょっと人数も多いということもございまして、各部署で採用すると、任用するという予定であります。
- ◎角張一郎委員 そうしますと、採用の方法ですけれども、面接とか書類選考とかいろいろあるかと思いますが、どういう形を想定しているのでしょうか。
- ◎山家英男総務部長 選考試験を予定していきまして、履歴書を出していただきまして、あとは面接ということで予定をしております。
- ◎大森貴之委員 会計年度の職員ということで、期間的には任期は1年間ということによろしいのでしょうか。
- ◎山家英男総務部長 本会議において松野議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、1会計年度の職員ということですので、4月から3月まで1会計年度の任用ということになります。
- ◎大森貴之委員 その説明の中で、いわゆる契約が1年1年と。年度ごとですから。再任は妨げないというようお話をいただいたかと思うんですけれども、例えばその再任が3年、4年、5年となる場合もあり得るということですか。
- ◎山家英男総務部長 今のご質問ですと、あり得るということです。
- ◎大森貴之委員 法律的にちょっとまだ未熟なものですから、もし場違いなことを質問したら申しわけないんですけれども、一般的にいいますと、5年を過ぎますと正社員としてやるというのが一般企業の考え方です。こちらのほうの場合は、いわゆる身分はもう基本的には市

の正職員と同じという状況で毎年毎年やりながら、それが例えば今言った3年、5年があり得るとなったときに、その後の扱いというのはどういうふうなお考えか、法律とかなんかで決まっているのでしょうか。

◎**山家英男総務部長** あくまで1会計年度の任用ということでございますので、3年、4年、5年、6年、7年ということであっても、そのままその会計年度の任用職員ということでございます。

◎**大森貴之委員** 次元が違って大変申しわけないんですけれども、教育関係のほうの中で、保育士さんの確保が難しく、現在その会計年度ごとでも何人か来ていただいていると。例えば極端な話、保障が1年であれば、次の2年目また採用していただけるかどうかの不安という思いがあって、であれば、臨時職員よりは、どこかの正規の民間でもなんでも働いたほうがいいのかという思いになられるのではないかとこのように思うんですが、それがあつて、いわゆる我々でいいますと保障というものがあれば安心して働ける部分。この間もありましたが、必ずその実績を踏まえて、この方の状態を考えて延長することもあるんだというお話をいただきましたのであれですけれども、その辺の保育士さんの確保とかそういうふうな、要するに経験者の確保、人材の確保という点からも、その辺を今後どうお考えなのかと、ちょっとお聞きしたいなと思ったんですけれども。

◎**山家英男総務部長** 確かにおっしゃるとおり、特に保育士さんとか専門職の方々については、引っぱり合いとかパイの奪い合いということで大変厳しい状況にはあります。確かに委員おっしゃるように、要は会計年度任用職員というのは、あくまで補助的な業務ということで1年間勤めていただくということでございますので、自分が今後正職員でないのであれば、別ところに、条件のいいところに勤務するという方もいらっしゃると思うんです。ちょっと難しいところなんですけれども……。とはいいいましても、うちの状況からすると、会計年度任用職員、保育士さん等を例にとりますと、やっぱり保育補助とかいていただかないと現場が回らないという状況もありますので、その辺はうまくというか、ちょっと難しいところではあるんですけれども、何とか本市に勤めていただくようお願いするしかないのかなというところではあります。

◎**大森貴之委員** 今お話ありました臨時職員だから補助的な形ということで、パートさんならわかるんですが、フルタイムの方はいわゆる身分といいますか給与体制も報酬体制も全て職員と同じであると。その中で義務として責任も当然伴いますと。そうすると、補助的要員で働く、フルタイムの方がね、そうすると何が違うんですかって思うんですよ。申しわけござ

いません、この間まで一般職員だったものですから、同一賃金、同一労働であれば、当然権利もあるけれども義務もあると。義務があるなら権利もあるということでイコールだと思うんですけども、その辺の差がどうしても見えてこないのですが、フルタイムの方に関して見えてこないんですが、その辺はどう解釈していけばいいのか、済みませんお願いします。

◎山家英男総務部長 委員おっしゃるとおり悩ましい部分ではあるんですけども、制度が制度ということもございまして、こういった条件でこういった勤務体系になりますし、こういった業務内容になりますということで業務内容もお示しして応募していただくということで、その辺はお互いに納得して勤務していただくというしかないのかなと思うところがございます。

◎高橋鈍齋委員 フルタイムなんですけれども、先ほどの説明で一般職とほぼ同等の立場になるというような説明で、期末手当なども出るというふうに先ほどあったんですが、退職金とかそういうものはどうなんですか。

◎山家英男総務部長 フルタイムだけでなく、パートタイムも同じ公務員の身分となります。フルタイムだけではなくて、パートタイムの方々も同じ公務員になりまして、退職手当のほうも、これは条件がありますけれども、支給の対象にパートタイムは入っていません。フルタイムだけは退職手当の対象というところがございます。

◎高橋鈍齋委員 その際、1年1年の雇用ということなので、1年ごとに退職金を支給するのか、あるいは再雇用の場合は最終的に退職のときに一括するのか、そういうところはどうかうふうになるんでしょうか。

◎山家英男総務部長 通算で計算して支給されるということでございます。（「わかりました」の声あり）

◎澁谷政義委員 こういう制度が法令の改正によって行われるわけですけども、一番身近な現場にいる中で、本当に51名ぐらい見込んでいるという数なんですけれども、この人員の確保ができるんだろうかというのが一番一つ心配なんですけれども、その辺どうなんですか。今後。

◎山家英男総務部長 何とか確保したいというか、確保できると思っております。今いる方々がそのままイコールではないと思いますけれども、何とか必要な人員については確保していきたいというふうに考えております。

◎澁谷政義委員 現在働いている方も旦那の扶養の中で働いている方が多くて、そういう制度になったら、もう対象にならないからやめてしまうというような意見も聞いたんですけど

も、その辺まで考えているのだろうか。引きとめはできないという形で。

◎山家英男総務部長 委員おっしゃるとおり、そこも悩ましいところでして、扶養が130万円までなんです。会計年度任用職員になりますと、今よりも期末手当とかも出ますので多くなるということなんです。ですので、その金額によっては応募しないとかというふうな方もいらっしゃるかと思うんですけれども、市としては、その現場にこういった職種のこういった業務内容でフルタイムで欲しいとかパートタイムで欲しいというふうな状況ですので、その人員は何とか確保したいということでございます。その辺の扶養云々というのは、本当にご本人の方々の判断になるのかなというふうに考えております。

◎澁谷政義委員 現在、長く勤めている臨時職員の方いると思うんですけれども、特に下手すると職員より仕事が終わっているというような人も部署によってはあると思うんですけれども、そういう人を何かの手立で職員に引き上げるという、その前に、方法とか能力とかを加味して上げておくということは現在はできないのかな。採用試験みたいなもので。年齢だめか。

◎山家英男総務部長 正規職員は正規職員で募集は別枠でありますので、長くいたからとか正職員よりわかっているからとか、そういったことで正職員になるということはありません。

◎角張一郎委員 今現在働いている方の雇用ということを考えますと、今回、格付は基準どおりにされるかと思うんですけれども、そこに前歴換算というのが出てくるかと思うんですけれども、その辺は今まで働いている方についてはどのような形で格付しようとしているのか、お願いします。

◎山家英男総務部長 角張委員おっしゃるとおり、経験年数とか、それから学歴等も考慮して格付を行うというところでございます。

◎角張一郎委員 そうしますと、今働いている方は最低の基準はありますけれども、それではなくて、それにプラスアルファして、ある程度上位の格付からスタートするということですよ。

◎山家英男総務部長 そのとおりです。（「わかりました」の声あり）

◎角張一郎委員 もう一つ、パートタイム関係ですけれども、見ますと、月額、日額、時間給という形があるかと思うんですけれども、どのところを市のほうでは考えているのか。

◎山家英男総務部長 基本的には月額なんですけれども、日額というのは余りないのかなと。あとは、時間給ということで支給するというふうなことにしております。

◎角張一郎委員 そうしますと、パートですから、その人によって働く時間が違ってくるかと

思うんですけれども、その辺の算定、月額になると、もうある程度この時間を働くという中で、その時間に対する月額の報酬になるかと思うんですけれども、そういう形で考えるということですか。それとも、今までどおり働いた時間数で、私は時間数掛ける単価で大体その月のやつを支給するのかなという、パートタイムについては思いがあるんですけれども、その辺、月額となるとまた違った形になるかと思うんですけれども。

◎山家英男総務部長 パートタイムの場合ですと、週の時間数が例えば1日当たり4時間ということで1週間当たり例えば20時間といたしますと、その20時間を、5日間働きますと38時間45分ですので、20時間を38時間45分で割り戻した金額で、月額でそれをまとめて支払うということでございます。

◎角張一郎委員 最初に働くときに月額幾らという契約するのではなくて、最初から契約するわけですか。

◎山家英男総務部長 契約します。

◎角張一郎委員 そうしますと、月額で、私だったら私が月何時間働くということで、それに見合う単価も出ると。そうすると、そこに当然休みとかあとプラスとか出てくるので、その辺については時間外とか有給扱いとか、そういう処理をするということですね。

〔「休憩入れたら」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

~~~~~

午前10時24分 開議

◎菊地忠久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎山家英男総務部長 角張委員のご質問にお答えいたします。正職員と同じように、例えば1日4時間勤務の5日間であれば、その分を1カ月分の給料としてお支払いをするということでございます。

◎森建人委員 残業の考え方なんですけれども、パートタイムの場合の、1日の決めた勤務時間を超えたときなのか、それとも8時間を超えたときなのか、それとも週20時間超えたときなのか、月の決めた時間を超えたときなのか、どこから残業がつくのか。

◎山家英男総務部長 例えば4時間の勤務ですよというふうな方が1時間オーバーしましたとなれば、1時間分の残業手当が出るということでございます。

◎森建人委員 そのときの計算の仕方は、時給掛ける何倍になってしまうのか、それとも、そ

のままの時給で8時間超えたら1. 何倍とかにふえていくのか、そこら辺のふえ方といいま
すか掛け率はどうなんでしょうか。

◎**山家英男総務部長** 1日の勤務が7時間45分となっておりますので、例えば4時間の勤務の
方が7時間45分までの時間外と、3時間45分オーバーした場合は単価はそのままです。加算し
た金額とはなりません。

◎**澁谷政義委員** 現在の全体の職員の中の、現在、何%ぐらいそういう今の臨時職というか、
そういう人たちは全職員の何%を占めているものですか。

◎**菊地忠久委員長** 暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

~~~~~

午前10時28分 開議

◎**菊地忠久委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎**山家英男総務部長** 大体36%となります。

◎**澁谷政義委員** こういう法令の改正によってやらなくてはならないというんですけれども、  
これは、当然今度は、この間も説明ありましたけれども、相当な今度は持ち出しも出てくる  
んだろうと思います。その持ち出し分は交付税措置されるのか、国は見てくれるのか、そこ。

◎**山家英男総務部長** 財源につきましては、先日、本会議で角張議員からも質問ありましたけ  
れども、県の市長会を通しまして国のほうには要望は出していますが、今のところ何も国か  
らは示されていないという状況でございます。ですので、今の段階ではどうなるかわからな  
いというような状況でございます。

◎**澁谷政義委員** だから、そこが一番俺は問題だと思うのね。これ国から示されて国の法律で  
やって、地方自治体には余り影響というか関係はないんだと思うんだけど。やり方とし  
ては。ただ、国が決めた制度なのに金は出さない、そして自分のところでやれ。そうすると、  
今やっている事業に必ずしわ寄せ来るんですよね。その辺の考えが一番心配されるんですけ  
れども、その辺はいかがに考えているんでしょうか。

◎**菊地正昭副市長** 今、澁谷委員からお話あったように、そういう意味では地方自治体にとっ  
ては財源的に大変なのかなというようなことがありまして、今、総務部長が言ったように市  
長会等を通して、国にこの財源の手当てを何とかしてほしいという話をしているところです。  
ただ、現状としては、今話にあったように何の音沙汰もないというところになっています。

もう一つは、先ほど専門職の話が出てまいりました。保育士、それから今、採用のほうで

も話していますけれども、保健師というのですか、こちらのほう、あと土木の関係ですね、そういう人を採用試験で求めても応募自体がない。何でかという、結局東京に行ってしまう。東京のほうが、ここの例えば宮城県で就職するよりも給料が5万円高い、家賃補助もちゃんとしてくれるみたいな話に、これは日経新聞等にも掲載をされておりましたけれども、今現状として、そういう専門職、待機児童をなくしようとかいう話で、全部東京のほうに有利な条件で刈り取られていくということになると、地方にそういう方々がいなくなるというのが今の現状なのかなと。

ですから、これは言っていないかどうかわかりませんが、こういう制度をやられると、東京、大阪あたりの大都市圏は、なるほどなというふうに思いますけれども、地方はますます人材がいなくなるってくる、寂れてくるという状況を、言葉が過ぎるかもしれませんが、助長しているというように私は思いますけれども。

ただ、これが国の制度で、法律でこういうふうにしなさいよというふうにもう決まって、来年の4月からということなので、白石だけがしないというわけにはいかないのです、こういう条例を出させていただいておりますけれども、内心は、それこそ一番の問題は財源の手当てをまずしてよと。それから、人為的なそういうものも考えてもらわないと、なかなかこの制度を充実させて……。ですから、先ほど話が出ましたように、採用枠に達するのと。扶養の関係も先ほどありましたけれども、そういう心配もあると。いざ、例えば30人なら30人確保したいんですというような話をしたとき、20人しか来なかったということになると当然穴があくわけですから、そうすると、またそれをどうやって穴埋めするのという状況は出てくるのかなというふうには思っております。

◎角張一郎委員 本会議の中でも、財源について大体6,400万円ほどふえると、持ち出しが今までよりもふえるという話がありましたけれども、これは令和2年度を見越した数字かと思っておりますけれども、その後においても恐らく当然昇給とか毎年していくことになるので、これ以上の財源が必要になってくるという解釈でよろしいんですね。

◎山家英男総務部長 角張委員おっしゃったとおり、令和2年度につきましては約6,400万円、平成30年度と比較いたしますと約6,400万円というお話ししたんですけれども、令和3年度は期末手当とか昇給とかもありまして、平成30年度と比較いたしますと約1億700万円ふえるという試算でございます。来年度よりは4,000万円ぐらいふえるという状況でございます。ですので、国のほうから措置していただかないと、本当にうちだけでなく、ほかの自治体も同じ状況だと思いますけれども、大変厳しくなるというふうな状況でございます。

◎角張一郎委員 確認なんですけれども、パートの方の通勤手当なんですけれども、第26条にあるんですけれども、第26条の2項を見ると、「ただし、その支給の範囲となる一定の期間における通勤の回数が少ないものとして規則で定めるものについては、規則で定める基準に従い通勤する」と。10日以下については、その出た日数で払うと。10日以上はもう月単位のやつで払うという解釈で……。

◎山家英男総務部長 おっしゃるとおりでございます。

◎角張一郎委員 そうすると、11日来ても20日来ても同じ通勤手当を支給するようになると、フルタイムと同じになるということですね。

◎山家英男総務部長 おっしゃるとおりでございます。

◎澁谷政義委員 結果的に、公募かけました、人が予定の人数集まりませんでしたと。そうすると、今、臨時職員の人たちが素直につくしかなくなるのではないですか。ぜひ公募に手を挙げてけるとか。今働いてやっている人がみんな公募に手を挙げてくれればいいけれども、挙げないで……、最終的には。絶対人数は必要なんですよ。

◎山家英男総務部長 現状は、今いらっしゃる方に公募していただいといるところになるかと思えますけれども。

◎澁谷政義委員 ひとつちょっと、今までも何だか、通勤手当というのは今までも見ていたんですか、これ。

◎山家英男総務部長 勤務時間によりますが、週29時間以上の方々には通勤手当を支給しているという状況でございます。

◎角張一郎委員 確認で。第29条に、会計年度任用単純労務職員という規定があるんですけれども、これはフルタイムとかパートとは違った形の任命の仕方になるかと思うんですけれども、こういう方はいるんですか。

◎山家英男総務部長 会計年度任用単純労務職員につきましては、地方公務員法の例外規定ということで規定されておまして、この字のとおり単純労務職員ということになります。

◎角張一郎委員 該当者はいない、今のところ想定していないということなんですか。来年度もまず。

◎山家英男総務部長 業務員とかプール監視員が、この単純労務職員ということになります。

◎菊地忠久委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 私から。（「副委員長と交替しないとだめだぞ」の声あり）

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

~~~~~

午前10時39分 開議

◎大野栄光副委員長 休憩前に戻りまして始めたいと思います。

それでは、委員長より質疑があるので、私、副委員長が委員長代理とさせていただきます。

◎菊地忠久委員 各種手当なんですけれども、期末手当とか通勤手当とか規定されているわけですが、例えば特殊勤務手当とか地域手当とかいうのは、地域の実情等を踏まえ適切に判断するというふうになっているんですけれども、この辺、本市はどのようになっているのか、するのか、お伺いをいたします。

◎山家英男総務部長 地域手当ということで規定していますけれども、実際支給されるのは仙台とか多賀城とか富谷市とかに勤務した場合の規定でございまして、実際にはないのかなというふうな状況でございます。

あと特殊勤務手当につきましても、今ですと、収納、それから生活保護の担当職員が特殊勤務手当を支給されております。でございますので、会計年度任用職員につきましても、今のところはそういった特殊勤務手当が支給になるようなことは想定しておりません。

◎菊地忠久委員 それで、先ほどの採用に関する件で、今いる方をお願いできればいいのではないかという話があったんですけれども、実際、今いる方に公募に応じてくれというお願いすることというのは、それはやっていいという法的に可能なんですか。

◎山家英男総務部長 先ほど申し上げましたのは、現状を申し上げたんですけれども、任用するに当たっては、地方公務員法に規定する成績主義とか平等取り扱いの原則ということが適用されますので、広く公募して、適切に、かつ公平な募集を行って、選考試験によって採用するというところでございます。

◎大野栄光副委員長 暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

~~~~~

午前10時42分開議

◎菊地忠久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎角張一郎委員 育児休業についてお伺いしますけれども、今回の会計年度任用職員についても該当する部分が出てくるのかと思うんですけれども、この辺についてはどうなのでしょう

か。

◎山家英男総務部長 条件がございまして、その条件が満たされれば育児休業は取得できますけれども、実際問題、1年間という会計年度任用職員というこの任用する期間の中で、育児休業というのはちょっと現状では余り想定していない状況です。制度的にはきちんと育児休業ということで設けてございますけれども、実際に任用となると、その辺はいろいろ考慮しながらなるのかというところでございます。（「そうですね」の声あり）

◎大野栄光委員 今回公募をかけるということなんですけれども、市内に限らず、市外とか他市町村からの公募というものも受け入れるようになるんですか。

◎山家英男総務部長 広く公募となりますので、市内に限らず市外からも応募できることになります。

◎角張一郎委員 第60号議案で交通指導隊が出てきていますけれども、具体的に交通指導隊は今までの年報酬から、どういうふうになるのでしょうか。

◎山家英男総務部長 これまで年額の報酬あったんですけれども、それがなくなりまして、時給というふうに取り扱いが変更となります。

◎角張一郎委員 そうしますと、今まであった隊長、副隊長とかの報酬ではなくて、隊長、副隊長に見当った区分の時間給を支給すると。それで、あくまで出た時間ですということですね。

◎山家英男総務部長 おっしゃるとおりでございます。

◎角張一郎委員 今まで出勤手当が3,400円ですけれども、その辺とのバランスは考慮されて設定しているのでしょうか。大体1時間当たりだと、隊長で……。

◎菊地忠久委員長 暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

~~~~~

午前10時47分 開議

◎菊地忠久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎山家英男総務部長 現行は、出勤1回につき3,400円という手当が支給されておりましたけれども、来年度からは会計年度任用職員に移行になりますと、あくまで時給というふうになりますので、隊長ですと今の単価で申し上げますと1,437円というふうな金額でございます。

◎角張一郎委員 特別職ですけれども、その中で地区公民館の館長が今度特別職から抜けているんですけれども、それについてはどのような今度位置づけに……。

◎山家英男総務部長 公民館の館長につきましては、今、特別職非常勤職員ということでおりますけれども、来年度からは特別職の非常勤職員ではなくて、指定管理委託料の中で公民館館長の報酬を支払うということでございます。

◎角張一郎委員 そうしますと、もう身分的には公務員という規定から外れて、あくまで指定管理先の任用という形になるということですね。

◎山家英男総務部長 そのとおりでございます。

◎菊地忠久委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第59号議案及び第60号議案の2議案について一括して採決いたします。

第59号議案及び第60号議案の2議案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 ご異議なしと認めます。よって、第59号議案及び第60号議案の2議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

~~~~~

午前10時52分 開議

◎菊地忠久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第63号議案・白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

◎角張一郎委員 公園ということで、本会議でも緑地帯という形で出てきましたが、その辺については県のほうに確認したところ、それについては大丈夫だということを承りましたけれども、今度企業とすれば、面積ふえれば今度企業の中で緑地帯のパーセントがあるかと思う

んですけれども、その辺についてはどう考えればよろしいのでしょうか。企業として面積がふえるんだから、そこで企業として緑地帯をふやさなければだめなのかなというイメージなんですけれども。

◎**榛澤浩司企業立地定住促進課長** ただいまのご質疑なんですけれども、工業団地の中の企業様の土地の中で、どのぐらいの緑地帯を設けなくちゃいけないかというような話なんですけれども、現在、白石の条例でいきますと、パーセンテージは白石市工業立地法準則条例というものがございまして、その中で白石の場所なんですけれども、工業団地というような形になりますので、100分の5以上緑地帯があればいいというふうな形になっておりまして、その面積は十分足りているというような形になります。通常ですとパーセンテージはかなり多いんですけれども、白石の場合は、全て準則条例に基づきましてパーセンテージをかなり緩和しているというようなことをごさいますので、十分緑地帯は確保できるというふうにごさいます。

◎**角張一郎委員** そうすると、既存の工場敷地の中でその緑地帯については、今回面積がふえるけれども確保されていると。だから、新たに企業として緑地帯を設ける必要はないという解釈ですね。

◎**榛澤浩司企業立地定住促進課長** はい、そのとおりでございます。

◎**角張一郎委員** 現状は公園なんですけれども、隣接する企業に今回売り払いをするということなんですけれども、現状のままで売り払いをする考えなんですか、それとも立木とかいろいろあるようなんですけれども。

◎**榛澤浩司企業立地定住促進課長** ただいまのご質疑ですけれども、今のところ財政とも協議しておりまして、現状のままで売却をできれば考えていきたいというふうに思っております。

◎**大野栄光委員** これは公園ということで、近隣の住民とか工場内の人たちもこの公園を利用なさっていると思うんですけれども、これまでの利用状況というものがもしありましたらお聞かせいただきたいと思います。

◎**菊地正昭副市長** この公園につきましては深谷の東区で、私が住んでいるところが該当地になるんですけれども、昔、私の子供がまだ小さいときに、あそこでよく夏にキャンプをしたとか、そういうことで使った経緯はございます。ただ、現状としては、今もうトイレにちょっと寄るぐらいの利用しかないというような現状になっております。ですから、市のほうで草刈りとかそういう維持管理は当然に公園ですからやっているんですけれども、今現状としてはそんなに利用が多いというふうには思っておりません。ですから、この話が出たときに、

東区の自治会長さんにこのお話をさせていただきました。どうなのという話をさせていただきましたけれども、全然使っていないし、そういう意味では白石の雇用確保というようなことになるのであれば、東区としても賛成するよというようなお話をいただいて、この話を前に進めるというような形にさせていただきました。

◎菊地忠久委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第63号議案を採決いたします。

第63号議案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 ご異議なしと認めます。よって、第63号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この委員会において議決されました各議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を会議規則第107条の規定に基づき委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 ご異議なしと認めます。よって、その整理を委員長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会に付託された案件の審査経過と結果については、来る9月24日の本会議において委員長から報告いたしますが、その内容につきましては委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎菊地忠久委員長 ご異議なしと認め、委員長報告は委員長に委任することに決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

終始ご熱心にご審査いただきまして、まことにご苦労さまでした。

~~~~~  
午前11時00分 閉会

白石市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務産業建設常任委員長 菊地 忠久